

公告第 25-09 号
2026 年 3 月 31 日

被 保 険 者 各 位

東和薬品健康保険組合
理事長 井 上 憲 一
(公印省略)

2026 年 4 月 1 日付、東和薬品健康保険組合の規約を変更いたしましたので、健康保険法施行令第 3 条第 2 項に基づき下記の通りお知らせします。

新旧条文対照表

新	旧
第 1 条～第 43 条 略 (保険料額及び調整保険料額の負担割合) 第 44 条 一般保険料等額(うち一般保険料分)及び調整保険料額の 102 分の 55.5 は事業主、102 分の 46.5 は被保険者において負担する。 第 44 条の 2～第 46 条 略 (予備費の用途) 第 47 条 1～2 略 <u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費</u> <u>途は、次の各号に掲げるものとする。</u> <u>(1) 子ども・子育て支援金納付金</u> <u>(2) 子ども・子育て支援金還付金</u> <u>(3) 雑支出</u> (準備金の保有方法)	第 1 条～第 43 条 略 (保険料及び調整保険料の負担割合) 第 44 条 一般保険料額及び調整保険料額の 102 分の 55.5 は事業主、102 分の 46.5 は被保険者において負担する。 第 44 条の 2～第 46 条 略 第 47 条 1～2 略 (新設) (準備金の保有方法)

<p>第48条 略</p> <p>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない</p>	<p>第48条 略</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない</p>
---	---

施行日 令和8年4月1日